

安城市保育園・幼稚園運営方針 (案)

平成30年6月

安城市子育て健康部 保育課

目 次

第1章 策定にあたって

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 方針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 3 対象施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

第2章 保育園・幼稚園をとりまく現状と課題

- 1 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- 2 本市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
 - (1) 保育園の現状
 - (2) 保育園入園児童数の推計
 - (3) 幼稚園の現状
 - (4) 幼稚園入園児童数の推計
- 3 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12

第3章 課題の解決に向けて

- 1 課題解決の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 13
- 2 民間の保育園・認定こども園の整備拡大・・・・・・・・ P. 13
- 3 公立幼稚園の認定子ども園移行・・・・・・・・・・ P. 14
- 4 保育園・認定こども園の民営化・・・・・・・・・・ P. 17

第4章 推進体制

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 18
- 2 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 19

第1章 策定にあたって

1-1 趣旨

子育てをめぐる状況は、急速な少子化の進行や女性の社会進出に伴う低年齢児保育ニーズの増大、核家族化の進展などにより変化し続けている。そうした中、2012年（平成24年）8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、2015年度（平成27年度）から「子ども・子育て支援新制度」が施行された。本市は、2015年（平成27年）3月に「安城市子ども・子育て支援事業計画」（以下、支援事業計画）を策定し、2015年度（平成27年度）からの5年間における教育・保育量の見込みに基づく必要量の確保を重点項目に掲げた。しかしながら、想定を上回る低年齢児保育ニーズの急増により、2017年（平成29年）10月時点の調査では、初めて待機児童が発生する事態となった。

こうしたことから、子どもの健やかな育ちを支援する環境整備の実現を念頭におきつつ、待機児童対策として低年齢児保育ニーズの予測に対応可能な受け入れ体制の整備を計画的に推進していかなければならない。同時に、持続可能な保育サービスの提供ができる財政運営を維持するために、運営主体の見直しなど効率的な保育経営のあり方を検討することを目的に本方針を策定する。

1-2 方針の位置づけ

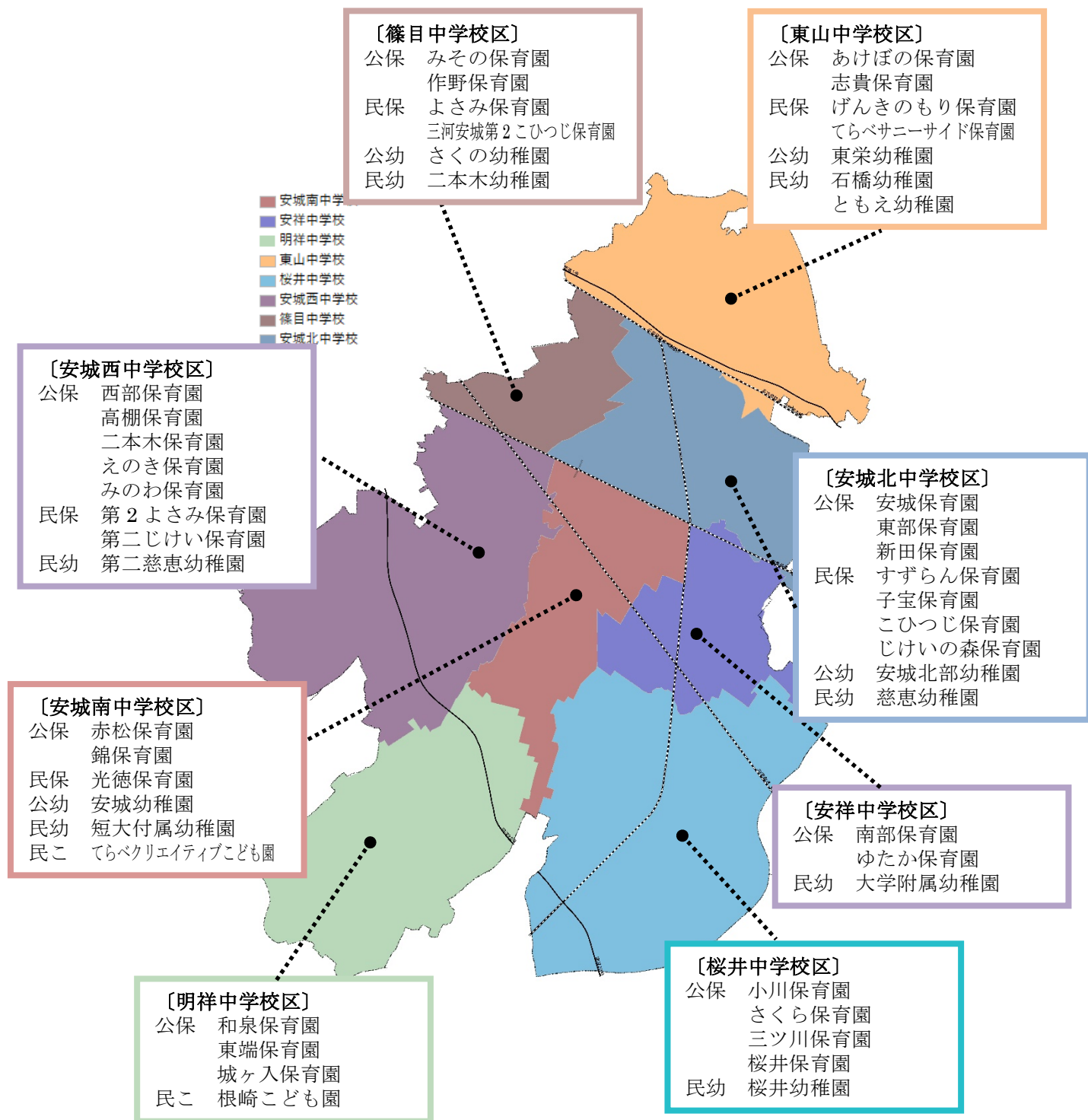
2015年（平成27年）3月に策定した支援事業計画を補完するとともに、低年齢児保育ニーズの急増に対応する受け入れ体制の整備を計画的に実施できるよう、より詳細に、かつ具体的に示すものである。

支援事業計画では、市内にバランスよく保育園等が配置されており、地理的条件・交通事情からも移動が容易であることから、市内全域を一つの区域として保育サービスを提供することとしている。しかし、本方針では、地域人口の推移と保育ニーズに的確に対応するために、中学校区毎の需給見込みに基づく保育環境整備と運営のあり方を検討する。

また、公立保育園・幼稚園の運営のあり方については、2008年（平成20年）2月に安城市保育園・幼稚園運営検討委員会において取りまとめた「安城市における保育園・幼稚園の運営方法の検討報告書（以下、検討報告書）」が存在する。検討報告書の策定から10年が経過し、その間、女性の社会進出の増大や子ども・子育て支援新制度の開始など社会情勢はめまぐるしく変化している。検討報告書の策定における審議結果を踏まえつつ、社会情勢の変化と、現在の本市の保育状況等に照らした見直しを行うものであり、検討報告書に代わる新たな保育園・幼稚園の運営方針として位置づける。

1-3 対象施設

安城市には、現在、保育園 34 園（公立 23 園、民間 11 園）、幼稚園 12 園（公立 4 園、民間 8 園）、幼保連携型認定こども園 2 園（民間 2 園）があり、本方針はこれら全施設の運営状況等を基礎として策定する。



第2章 保育園・幼稚園をとりまく現状と課題

2-1 国の動向

(1) 子ども・子育て支援新制度

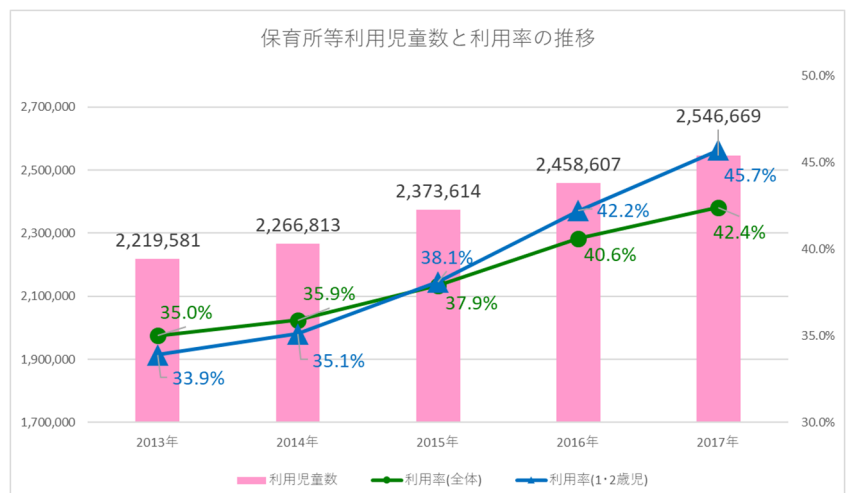
2012年（平成24年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、教育・保育の質的改善と保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とし、主なポイントは、「施設型給付^{※1}」と「地域型保険給付^{※2}」の創設、認定こども園制度の改善、子ども・子育て会議の設置などがある。

(2) 保育所等利用状況

厚生労働省が公表している「保育所等関連状況取りまとめ」によると、図2-1に示したとおり2017年（平成29年）4月1日時点での保育所等を利用する児童の数は約255万人で、2年連続で対前年比8万人を超える増加となっている。一方、待機児童数は26,081人で、前年比2,528人の増加である。

また、就学前児童の保育所等利用率は、2016年度（平成28年度）40.6%に対し2017年度（平成29年度）は42.4%で1.8%の増であった。中でも、1・2歳児の利用率は、2016年度（平成28年度）は42.2%であったが2017年度（平成29年度）は45.7%と3.5%もの伸びであり1・2歳児の保育ニーズの上昇が確認できる。



<図2-1> 保育所等利用児童数と利用率の推移（国）

（保育所等利用率＝当該年度の保育所等利用児童数÷当該年度の就学前児童数）

※1 保育所・幼稚園・認定こども園を対象とした財政措置。従来の異なる財源のもとに支給されて個別の給付費を共通の給付に一本化。

※2 市町村認可事業の小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4つを対象とした財政支援。

(3) 待機児童対策

待機児童問題の深刻化を受け、2013 年（平成 25 年）4 月に「待機児童解消加速化プラン」が策定され、2017 年度（平成 29 年度）末までの 5 年間で新たに 50 万人分（2015 年に 40 万人分から 50 万人分に上積み）の保育の受け皿を確保し、待機児童解消を図ることとした。

2016 年度（平成 28 年度）までの 4 年間の実績は、同年度から実施している企業主導型保育事業の拡大分をあわせて約 42.8 万人分の保育の受け皿が確保され、2017 年度（平成 29 年度）までの 5 年間で約 59.3 万人分が確保できるとしている。

(4) 子育て安心プラン

2017 年（平成 29 年）6 月、政府は「待機児童解消加速化プラン」の後継策として「子育て安心プラン」を策定した。その内容は、2022 年度末までの 5 年間で新たに約 32 万人分の保育の受け皿を整備するとともに、遅くとも 2020 年度末までに待機児童の解消を図ることとしている。

本市としても、待機児童発生に至った 2017 年（平成 29 年）10 月の状況と今後の潜在的保育ニーズを踏まえた「子育て安心プラン実施計画」が国に採択され、今後の保育所等整備交付金の補助率嵩上げ（1／2→2／3）が認められることとなった

また、保育の受け皿の拡大のほかに、保育人材確保や保育と連携した働き方改革など 6 つの支援パッケージで構成されている。

(5) 教育要領、保育指針等の改訂(改定)

2017 年（平成 29 年）3 月に「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂(改定)され、いずれも 2018 年（平成 30 年）4 月から適用となっている。

どの幼児期の施設でも一定の教育・保育が受けられ、小学校への円滑な接続ができるよう、幼稚園、保育園及び認定こども園の各施設で行われる教育・保育を「幼児教育」とし、要領等の 3 歳以上児について共通の記載となるなどの整合が図られた。

(6) 企業主導型保育事業

待機児童の解消と企業が従業員の仕事と子育ての両立を支援することを目的として 2016 年度（平成 28 年度）に創設された事業。多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みであり、従業員の児童に限らず地域の住民等も利用できる

「地域枠」を設けて運営することも可能である。また事業実施者は運営費や施設整備費の助成を受けることができる。

2018 年（平成 30 年）3 月時点では、赤松町、桜井町、高棚町、福釜町地内の複数の事業所において、内閣府より企業主導型保育事業として助成決定されている。

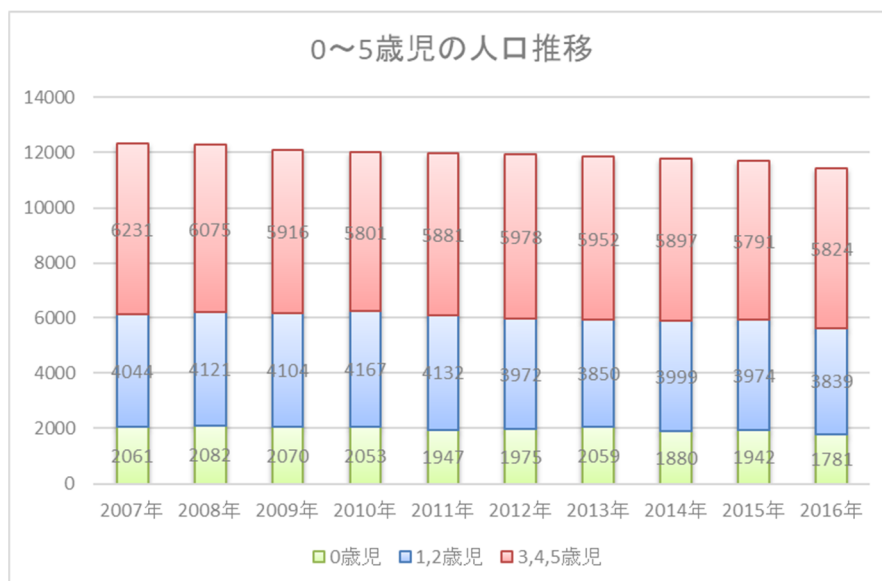
(7) 幼児教育無償化

2017 年（平成 29 年）12 月、国において、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「生産性革命」と「人づくり革命」を両輪として、2020 年に向けて取り組んでいく「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定された。

「人づくり革命」の柱の一つには、10%への消費税率引上げによる増収分の一部を財源とする幼児教育の無償化を、2020 年 4 月から全面的に実施する方針が掲げられている。対象範囲などについて 2018 年（平成 30 年）夏までに結論が出される予定であるが、保育需要の高まりによる更なる待機児童の増加や地方自治体の財政負担の増加が懸念されることから、国の制度設計を踏まえた対策検討が必要である。

2-2 本市の状況

市全体の人口は増加しているが、図 2-2 のとおり、0～5 歳児の人口は減少が続いている状況である。



＜図 2-2＞0-5 歳児の人口推移（安城市）

1-1 において述べたとおり、支援事業計画において 2015 年度（平成 27 年度）から 2019 年度までの 5 年間の教育・保育の量見込み（以下、入園児童数）を推計し、その内容に基づき施策を進めているが、策定以降の社会情勢や人口動態の変化を踏まえた見直しは不可欠である。そこで、本方針では根幹となる人口推計から見直すこととし、市全域に加え、地域毎の必要量を算出するために、中学校区毎の推計を行った。

見直し後の、本市における 0～5 歳児の人口推計は図 2-3^{※1} のとおりである。図 2-3 を見ると 0 歳児、1・2 歳児、3～5 歳児の区分別で人口減少率に大きな差はなく、今後も年の経過とともに対象人口は減少傾向にあり、その数は 10 年間で約 900 人、約 8%の減少が見込まれる。

中学校区毎では、多くの中学校区で人口減少が見込まれるなか、桜井中学校区と東山中学校区については減少率が低いことが特徴である。

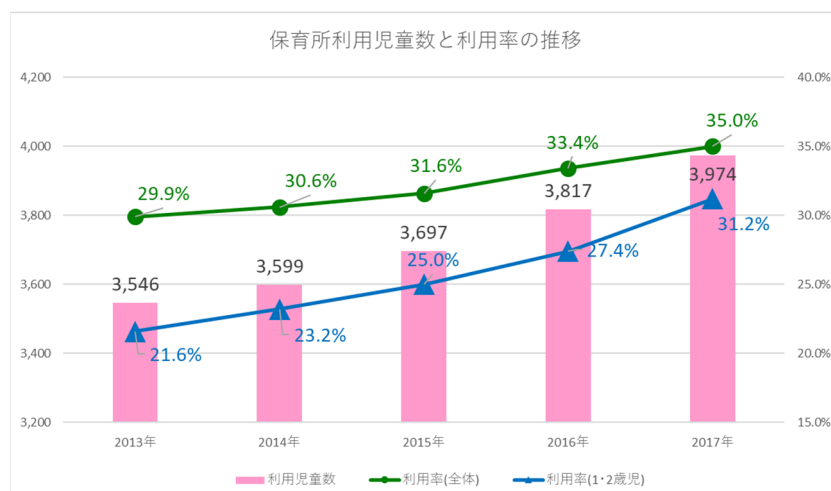


＜図 2-3＞人口推計（平成 27 年度安城市みらい創造研究所活動報告書を基に推計）

※1 各年 4 月 1 日時点の人口。年度中に転入・転出による増減があるが、年度中は均衡していると仮定する。

2-2 (1) 保育園の現状

2-1(2)で、国における保育所等利用状況を示したが、同様に本市の保育所利用状況を確認する（図 2-4）。



<図 2-4> 保育所利用児童数と利用率の推移 (安城市)

2017 年（平成 29 年）4 月 1 日時点で保育所を利用する児童の数は 3,974 人で、2 年連続で対前年比 100 人を超える増加となっている。また、就学前児童の保育所利用率は、2016 年度（平成 28 年度）33.4%に対し、2017 年度（平成 29 年度）は 35.0%となり 1.6 ㊦の増であった。1・2 歳児の利用率は、2016 年度（平成 28 年度）27.4%、2017 年度（平成 29 年度）は 31.2%と、国における利用率の 42.4%・45.7%と比較すれば 10%以上は下回る状況ではあるが、その上昇率は国の伸び 3.5 ㊦を超える 3.8 ㊦の伸びとなっている。

なお、本市では、年度途中の入園申し込みを実施していることから、年度末の 3 月にかけて児童数、利用率ともにさらに上昇することとなる。

こうした保育需要に対応するために、これまでも公立保育園の増改築や民間保育園の誘致を進め、特に低年齢児を中心とした定員の拡充を実施してきた（表 2-1）。

今後も入園児童数に応じた施設整備を実施し入園希望に対応できる定員確保に努めなければならない。

	定員 (人)	0-2歳定員 (人)	3-5歳定員 (人)
2013年	3,830	—	—
2014年	3,950	—	—
2015年	4,045	1,276	2,769
2016年	4,315	1,385	2,930
2017年	4,535	1,593	2,942

<表 2-1> 保育園の定員推移

また、第6次安城市行政改革大綱の実行プランに掲げた、適正な財政運営のための公立保育園の民営化についての研究にあたり、保育園の維持・管理費用について、施設規模の異なる3園をモデルケースとしてまとめたものが表2-2である。ここからも公立保育園の運営・維持管理には毎年多額の費用が必要であることが分かる。

＜表2-2＞モデル保育園の維持・管理費用の概算図（2016年度）

	維持・管理費用 (億円/年)
錦保育園	2.1
南部保育園	1.3
高棚保育園	0.5

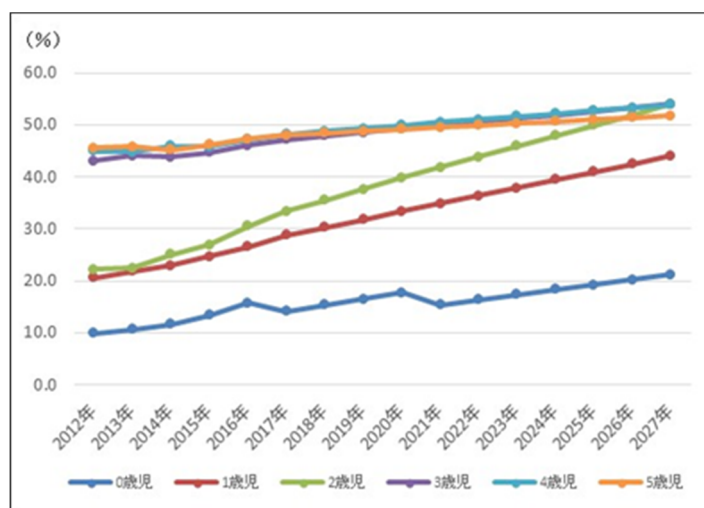
2016年度安城市決算額を基に作成

2-2 (2) 保育園入園児童数の推計

将来における定員の必要量を把握するために、入園児童数の推計を行った。推計の方法は、市全域における年齢別入園率^{※1}（図2-5）に、中学校区毎の年齢別人口（図2-3）を乗じることで、中学校区毎の入園児童数（図2-6）を算出した。入園率は地域によって異なるが、保育園は、申込者の希望や家庭状況、施設の定員などを加味する入園調整を経て決定することから、申込者の希望が必ずしも園の入園率と一致しない。そのため、入園率の推移は市全域で確認し、これに中学校区毎の児童人口を乗じることで地域毎の保育需要とした。

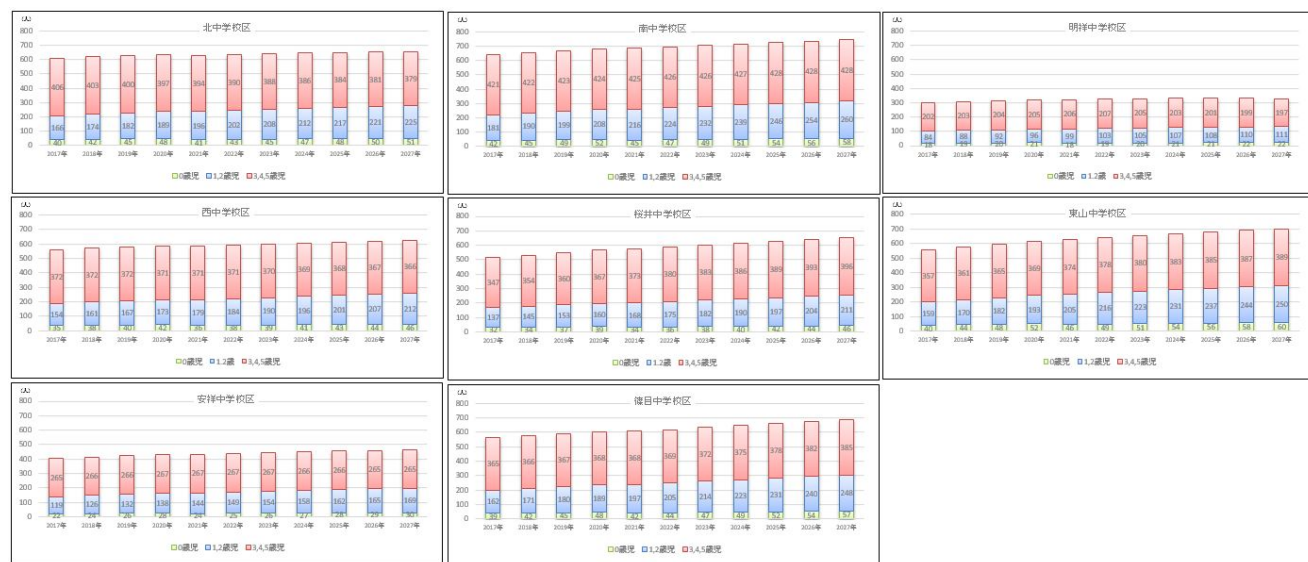
図2-5のとおり、3～5歳児の入園率が微増する見込みであるのに対し、0～2歳児の入園率は2012年（平成24年）から2027年の15年間で約1.5倍になると推計した。つまり本市では、今後児童人口が減少する一方で、0～2歳児を中心に入園児童数は著しく増加していくことが予想される。

そこで、図2-6で推計した入園児童数について、著しく増加が見込まれる0～2歳児に限定し、本市の施設定員における過不足を、中学校区毎に確認したものが図2-7である。結果として、現時点で実施が確定している施策だけでは、2026年には、西中学校区を除く全ての中学校区において施設に不足が生じることが分かった。



＜図2-5＞保育園における年齢別入園率の推計
(安城市福祉のあらましを基に作成)

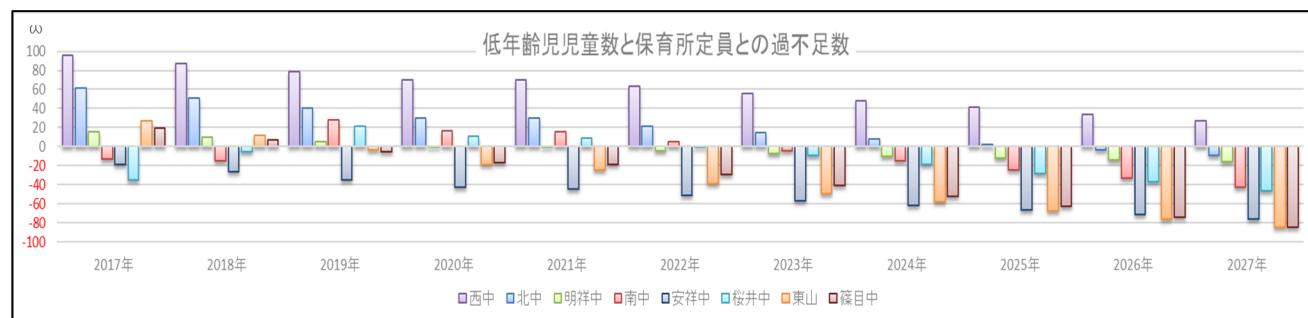
※1 2012年から2017年までの3月31日（入園率がほぼ最大となる日）の入園率を基に推計



<図 2-6> 保育園の入園児童数推計

実施確定施策											
年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
施策内容		さくら保育園仮設	ブライト保育園								
		でらベタスイティブども園移行	(仮称)うさぎ保育園								
		根崎こども園移行									

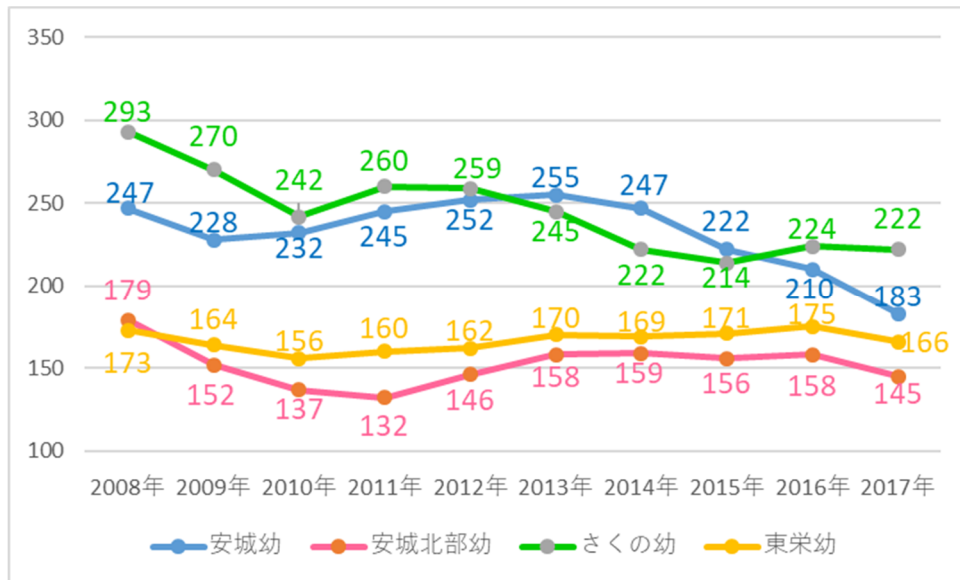
保育園入園児童数と定員の過不足数(市全域)											
年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
入園児童数											
0歳児	268	289	310	330	285	302	316	330	344	357	370
1.2歳児	1163	1225	1286	1346	1403	1459	1507	1554	1600	1644	1686
定員											
0歳児	281	281	281	281	281	281	281	281	281	281	281
1.2歳児	1301	1301	1301	1301	1301	1301	1301	1301	1301	1301	1301
新園定員増減累計											
0歳児		11	32	32	32	32	32	32	32	32	32
1.2歳児		40	111	111	111	111	111	111	111	111	111
過不足数											
0歳児	13	3	3	-17	28	11	-3	-17	-31	-44	-57
1.2歳児	138	116	126	66	9	-47	-95	-142	-188	-232	-274



<図 2-7> 保育園の入園児童数と定員との過不足

2-2 (3) 幼稚園の現状

全国的に保育園需要が増加する一方で、幼稚園需要は減少傾向にあり、施設の定員割れが問題視されている。本市の公立幼稚園 4 園の入園児童数の推移（図 2-8）によると、園によって違いはあるが全体として減少傾向にあり、定員割れや空き教室が生じている園がある。

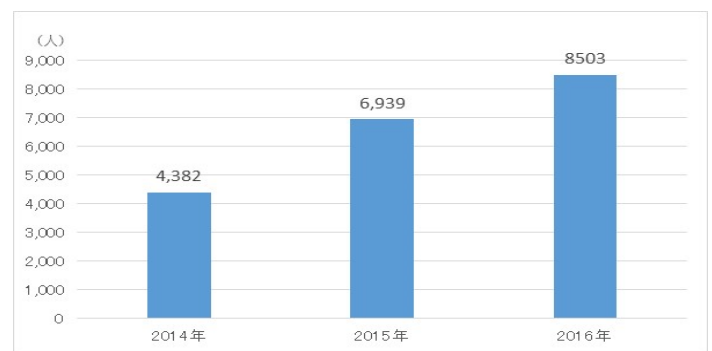


＜図 2-8＞幼稚園入園児童数の推移

一方で、年々増加傾向にある本市幼稚園における預かり保育の実績をまとめた。

（図 2-9）

預かり保育とは、保護者の希望に応じ、教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に幼稚園において教育活動を行うものであり、需要増加の背景には男女共同参画社会の進展によって親からの託児ニーズの増加があると文部科学省は示している。本市における幼稚園利用者も、より長い時間を施設に預けることを望んでいることが推察される。



＜図 2-9＞安城市における預かり保育利用者延べ人数

また、保育園と比較検討するため、幼稚園の維持・管理費用についてまとめたものが表 2-3 である。4 園ある公立幼稚園の維持・管理費用の平均を表 2-2 と比較すると、中規模保育園と同程度の維持・管理費用が生じている。

＜表 2-3＞幼稚園の平均維持・管理費用の概算（2016 年度）

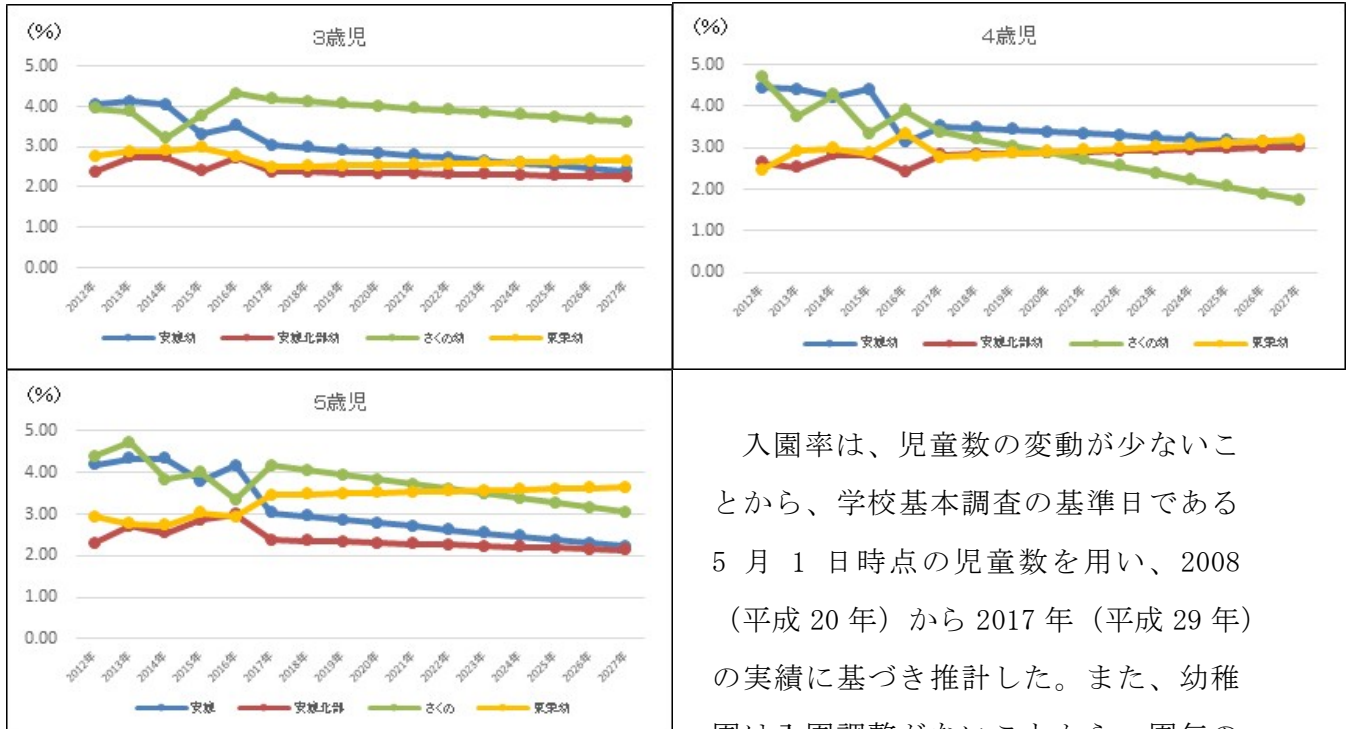
	維持・管理費用 (億円/年)
1園の平均	1.5

2016 年度安城市決算額を基に作成

2-2 (4) 幼稚園入園児童数の推計

保育園と同様の理由から、幼稚園の入園児童数の推計を行った。

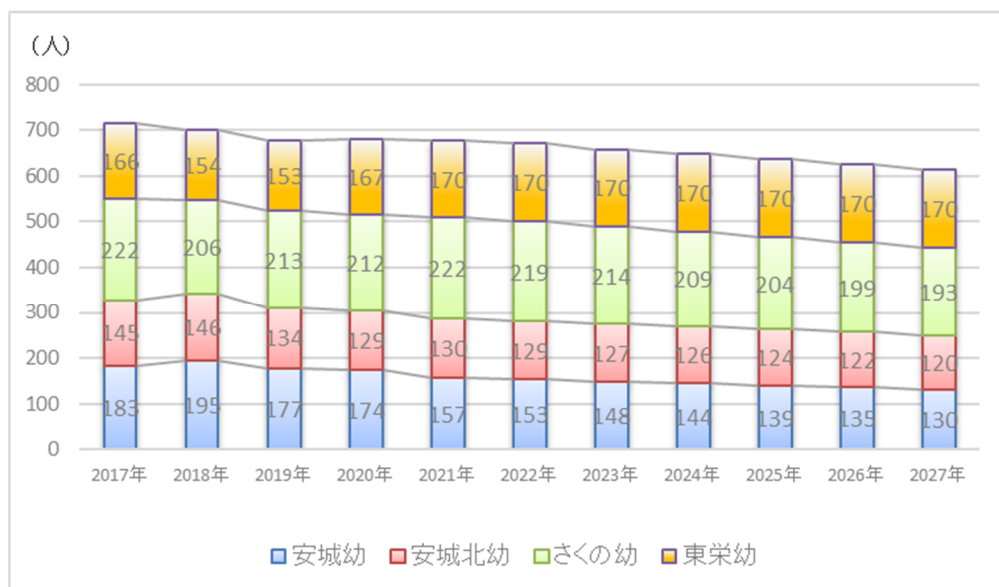
推計方法は、園毎の年齢別入園率（図 2-10）に市全域の年齢別児童人口（図 2-3）を乗じて園毎の入園児童数（図 2-11）を算出した。



＜図 2-10＞幼稚園における年齢別入園率の推計

入園率は、児童数の変動が少ないことから、学校基本調査の基準日である5月1日時点の児童数を用い、2008（平成20年）から2017年（平成29年）の実績に基づき推計した。また、幼稚園は入園調整がないことから、園毎の入園率を用いた。

図 2-11 によると公立幼稚園の入園児童数は減少傾向にあり、特に安城幼稚園とさくの幼稚園の減少数が大きい。



＜図 2-11＞幼稚園における入園児童数推計

2-3 重点課題

これまで示した現状を踏まえ、本市における保育園・幼稚園の運営に係る課題について次の(1)から(3)に整理する。

2-3 (1) 保育園の需要増加への対応

「2-2 (1) 保育園の現状」でまとめたとおり、保育園では全ての年齢において需要が増加しており、特に低年齢児における需要の増加は顕著である。結果として、2017 年（平成 29 年）には本市で初めて 0～2 歳児の待機児童が生じており、今後も現時点で実施することとしている施策のみでは図 2-7 のとおり不足が生じることは明らかである。待機児童の解消を最優先課題とするとともに、市民が希望する園へ入園できるよう保育需要の高い地域について重点的に受け皿を拡大するための施策を講じていく必要がある。

2-3 (2) 公立幼稚園の需要減少への対応

幼稚園ニーズは減少傾向にあり、特に公立幼稚園の近年の児童数は大きく減少している。園や地域によって差異はあるが、児童数の減少により定員割れが続き、空き教室が生じている園も存在する。また、図 2-11 の推計では今後も入園児童数が減少し、空き教室が増加していくことが推察される。さらに図 2-9 のとおり、預かり保育の利用者が増加していることは、幼稚園が保育園の機能に近づいている状況となりつつあると言える。そこで、地域や各園の実情に即した幼稚園施設の活用方法について検討する必要がある。

2-3 (3) 持続可能な保育・幼児教育のための財源確保

表 2-2、表 2-3 のとおり、公立保育園・公立幼稚園の維持・管理には毎年 0.5～2.1 億円の費用が投じられている。また、国では幼児教育の無償化についての検討が進められており、検討結果次第では、現在の貴重な歳入である保育料や授業料の全てを本市が負担することが懸念される。持続可能な保育・幼児教育を市民に提供するためにも、安定的な財源確保は不可欠であり、あわせて劇的な歳出抑制策を検討する必要があるが生じている。

第3章 課題の解決に向けて

3-1 課題解決の方向性

2-3(1)～(3)で整理した重点課題の解決に向けた検討を行う。

「2-3(1)保育園の需要増加への対応」に係る施策は、主には受け皿を拡大するための施設整備となるが、「2-3(3)持続可能な保育・幼児教育のための財源確保」で整理したように、財源確保と歳出抑制も同時に考えなければならない。

表 3-1 のとおり、事業主体が公立の場合の施設整備・維持管理費は、一部の国・県の補助金を除きその全てを市が負担するのに対し、民間は負担割合に応

＜表 3-1＞保育園事業費の負担者（利用者負担除く）

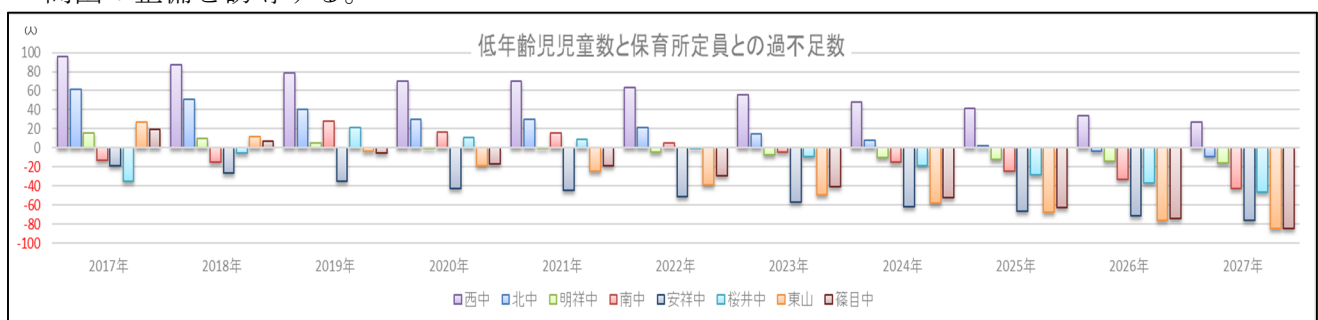
主 体	公 立	民 間
施設整備費	市	国・市・事業者
維持・管理費	市 (一部国・県補助あり)	国・県・市・事業者

じて国・県の財源が投入される仕組みであり、民間による施設整備が歳出抑制につながるの言うまでもない。また、市内には23園の公立保育園がバランスよく配置されていること、さらに民間保育園、認定こども園13園は、これまで本市の保育行政を公立保育園と連携して支えてきた実績とノウハウがある。これらのことから、新たに保育園を整備するにあたっては、公立ではなく民間で整備することが有効であり、持続可能な保育サービスを提供し続けるためには、更なる民間活力が必要である。

仮に、将来的に保育施設が供給過多となった場合であっても、公立保育園で定員調整することにより民間事業者の運営リスクを回避することも可能である。そこで、課題解決にあたっては、上述の方向性を前提とした対応を進めていくこととする。

3-2 民間の保育園・認定こども園の整備拡大

「2-3(1) 保育園の需要増加への対応」で述べたように、2026年には図 2-7 のとおり安城西中学校区以外で0～2歳児の受け皿不足が生じ、この解消を図るには既存園の再配分とともに新園の整備を進めていかなければならない。そこで、3-1で示したとおり、民間園の整備を誘導する。



＜図 2-7＞保育園の入園児童数と定員との過不足（再掲）

まず、受け皿不足が顕著な地域について、設置・運営事業者を公募する。具体的には、市の公式ウェブサイトへの掲載及び既に保育園や認定こども園を運営している県内の法人へ情報提供し、広く事業者へ本市の状況を周知する。多くの事業者は、本市の保育需給の状況を把握できていないため、地域及び定員を明確にし公募することとする。情報提供だけの誘致が困難であれば、園整備におけるインセンティブを与える制度設計が必要となる。この制度においても、適正な財政運営の視点で、将来にわたって継続する補助ではなく、施設整備費など単年若しくは終期を設定した補助により将来的な事業費を抑制することとする。

施設整備学区	公募予定年度	規模（定員）	開園予定年度
東山中学校区	2018	総合園 定員130人 (低年齢児55人、幼児75人)	2020
桜井中学校区	2019	総合園 定員130人 (低年齢児55人、幼児75人)	2021
安祥中学校区	2020	総合園 定員130人 (低年齢児55人、幼児75人)	2022
東山中学校区	2021	総合園 定員130人 (低年齢児55人、幼児75人)	2023

＜表 3-2＞施設整備を進める地域及び整備予定年度等

なお整備計画は、社会情勢等の変化に対応するために 5 年を目安に見直すものとする。

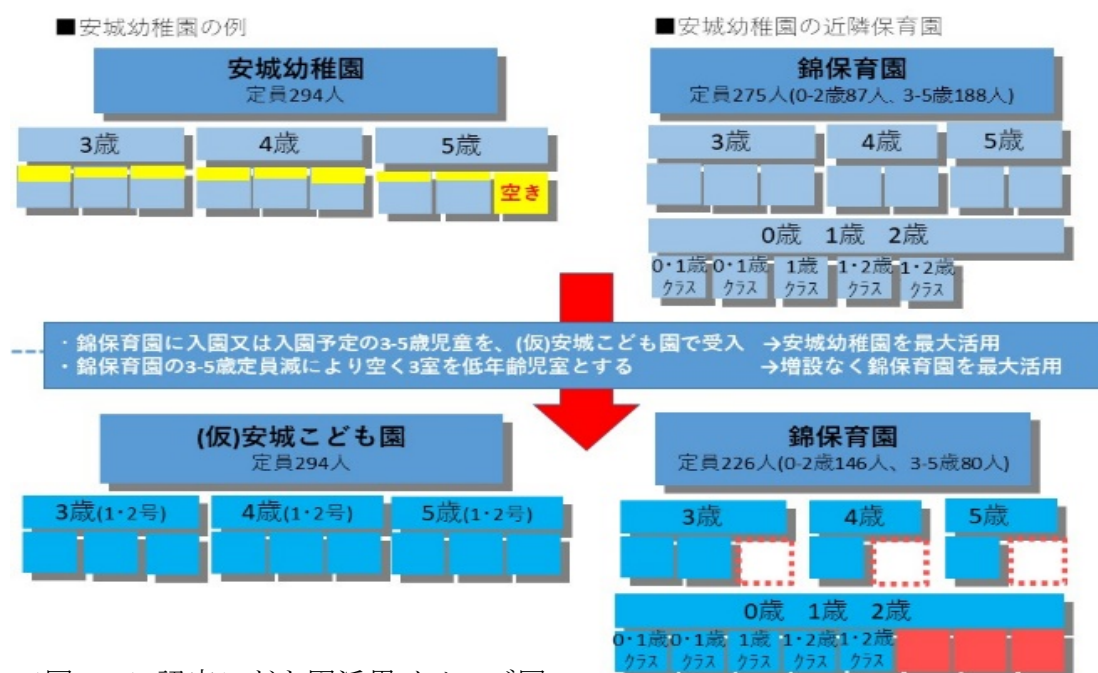
3-3 公立幼稚園の認定こども園移行

「2-3（2）公立幼稚園の需要減少への対応」で述べたとおり、公立幼稚園は児童数が減少傾向にあり定員割れと空き教室が生じている。昨今の保育需要の高まりを踏まえると、将来的に公立幼稚園の定員が満たされる見込みはない。そこで施設整備を最小限に留めつつ施設の有効活用を図る対応策が、公立幼稚園を認定こども園に移行することである。

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持つ施設とされている。つまり、幼稚園を希望する子どもも、保育園を希望する子どもも、同じ認定こども園に入園・通園することが選択できる。

具体的な実施方法としては、空き教室の存在する幼稚園を 3～5 歳児を対象とした幼保連携型認定こども園へ移行することで、地域内の 3～5 歳児の集約を図るものである。空き教室が有効活用できるだけでなく、幼稚園と同じ 3～5 歳児のみに限定することで、施設整備費の抑制を図ることとする。3～5 歳児の集約は、既に近隣の保育園へ通園していた低年齢児も含め、3 歳児となるタイミングで当該認定こども園へ入園・転園することにより成立する。これにより地域内の近隣保育園は、3 歳以上児の在園抑制により生じた空き

スペースを、喫緊の課題である 0～2 歳児の低年齢児用保育スペースに活用することが可能となる仕組みである（図 3-1）。

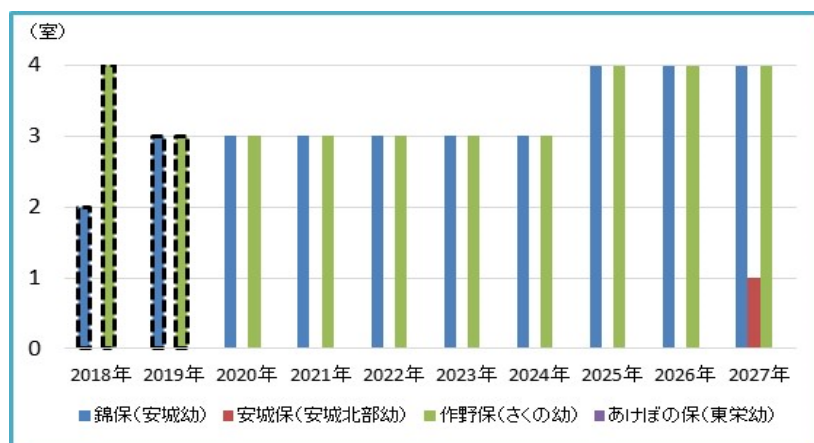


＜図 3-1＞認定こども園活用イメージ図

既存施設の有効活用という行財政運営の側面だけではなく、入園の選択肢拡大や急増する 0～2 歳児の保育需要の受け皿拡大といった市民ニーズに即した実施効果が得られる点が認定こども園移行の最大のメリットである。

ただし、この仕組みは 3 歳児となったタイミングでの転園が前提となるため、保護者への丁寧な説明が必要であるとともに、現に保育園に通園している 3 歳以上児は、少なくとも卒園までは現保育園に在園できるなどの経過措置が必要であり、早くても 2020 年以降の実現となる。

幼稚園における入園児童数の推計（図 2-11）及び認定こども園活用イメージ図（図 3-1）から、認定こども園移行による保育園の空き教室数を推計したものが図 3-2 となる。



＜図 3-2＞認定こども園移行に伴う近隣保育園に生じる空き教室数の推移
（注）2020 年に移行と仮定しているため、2018 年及び 2019 年は点線で表示

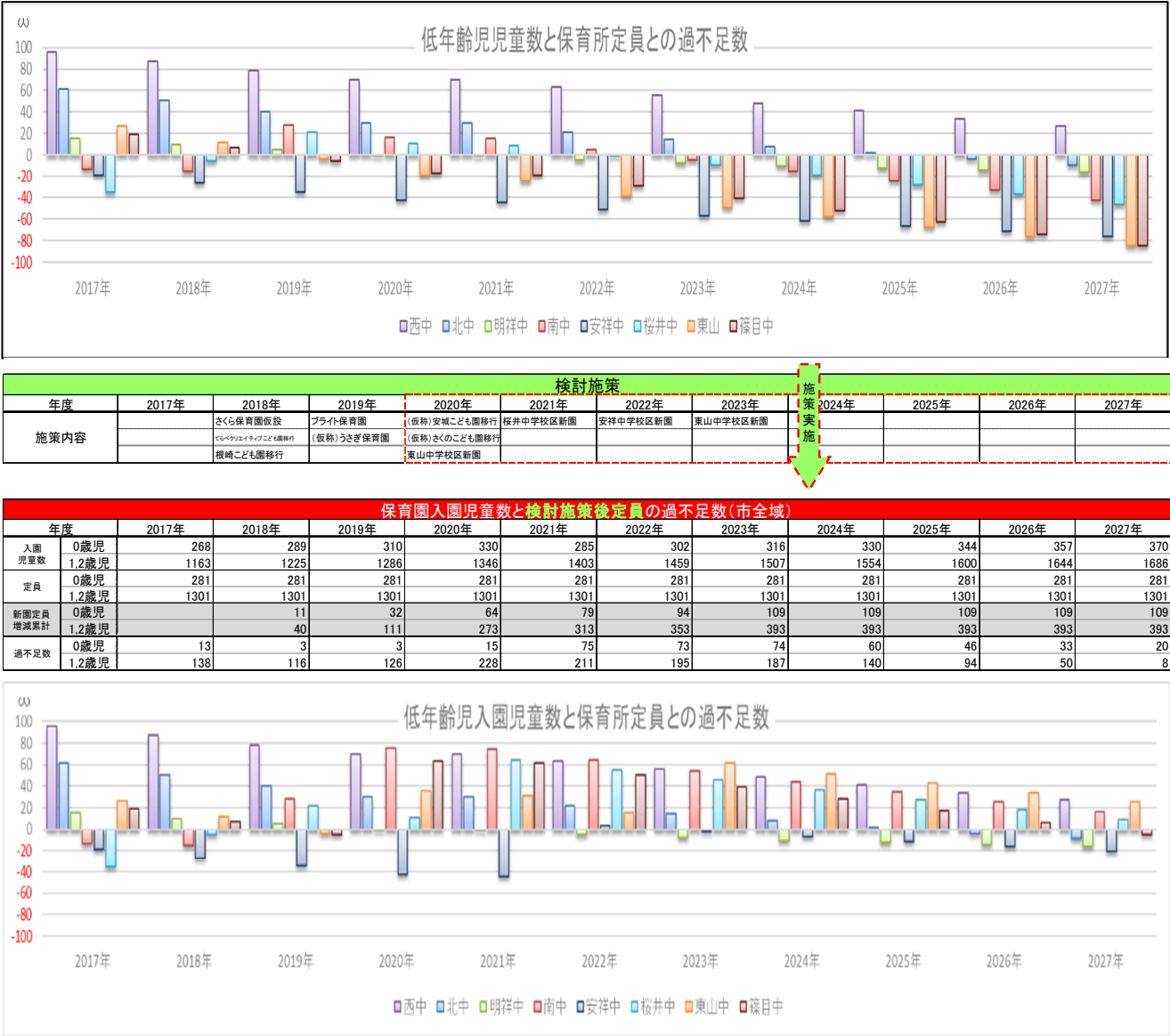
の空き教室が生じる園は「安城幼稚園」と「さくの幼稚園」の 2 園であり、その数は最大

4 室^{※1}となる。認定こども園の移行は効果の高いこの2園について実施し、残りの2園については効果検証後に方向性を検討することとする。

園名	移行予定年度	方向性
安城幼稚園	2019	幼保連携型認定こども園（3歳児～5歳児） 予定定員は、現幼稚園の定員規模と同程度とする。
さくの幼稚園	2019	幼保連携型認定こども園（3歳児～5歳児） 予定定員は、現幼稚園の定員規模と同程度とする。

＜表 3-3＞認定こども園に移行する幼稚園

「3-2 民間の保育園・認定こども園の整備拡大」「3-3 公立幼稚園の認定こども園移行」が実現した場合の保育需要の過不足を示したものが図 3-3 である。予定した地区への新設等が実現することで、2027 年まで本市の保育需要を充足することが見込めることとなる。



＜図 3-3＞検討施策実施後の保育所の入園児童数と定員との過不足

※1 条件として兄弟入園への対応等各保育園に最低1室は3～5歳用の部屋を残す

3-4 保育園・認定こども園の民営化

「2-3(3)持続可能な保育・幼児教育のための財源確保」で述べたとおり、保育園及び幼稚園の維持・管理には毎年多額の費用を要することから、財源確保と歳出抑制の手法として保育園・認定こども園の民営化について考察する。

保育園等において、公立園は全ての歳出を市費で負担するのに対し、民間園は国及び県から負担金が生じるため市の財源負担が大きく軽減する。そこで、表 2-2 の 3 園が民営化したと想定し、国及び県の負担金等を差し引いた市の負担額をまとめたのが表 3-4 である。公立園を民営化することで市の負担は概ね半減することが分かる。

	維持・管理費用 (億円/年)	国・県負担金等計 (億円/年)	差引市負担 (億円/年)
錦保育園	2.1	1.0	1.1
南部保育園	1.3	0.6	0.7
高棚保育園	0.5	0.2	0.3

＜表 3-4＞民営化による運営費負担額の変化
2016 年度安城市決算額を基に作成

さらに、2017 年（平成 29 年）10 月時点の園児数に基づき、公立保育園 23 園を民営化すると想定した場合の、国及び県の負担金のみについて試算したものが表 3-5 である。試

園名	H29.10.1 園児数(人)	国負担金 (百万円)	県負担金 (百万円)	国県合計 (百万円)
安城保育園	226	58	29	87
あけぼの保育園	279	73	36	109
南部保育園	150	37	19	56
西部保育園	158	35	17	52
和泉保育園	210	51	26	77
東端保育園	93	22	11	33
城ヶ入保育園	37	9	5	14
東部保育園	39	10	5	15
高棚保育園	56	13	7	20
志貴保育園	62	19	9	28
小川保育園	157	33	16	49
さくら保育園	235	51	26	77
二本木保育園	257	64	32	96
ゆたか保育園	188	42	21	63
えのき保育園	27	8	4	12
みのわ保育園	162	43	22	65
新田保育園	134	31	15	46
赤松保育園	88	26	13	39
三ツ川保育園	50	13	6	19
みその保育園	120	29	15	44
桜井保育園	112	29	14	43
錦保育園	264	64	32	96
作野保育園	257	61	31	92
合計	3,361	820	410	1,230

算では約 12 億円/年の負担金が市の歳入となる財政的メリットが確認できる。

ただし、民営化については、保護者や住民の理解を得られるような移管先を選定することが不可欠であり、かつ、丁寧な周知が必要である。そのため、碧南市を始めとする先進事例を参考に今後検討していくものとする。なお、幼児教育の無償化の方針が現段階で明確になっていないため、市への財源負担の影響額等について見通しが可能となった後、その必要性和手法を検討することとする。

＜表 3-5＞2017 年度状況に基づく民営化による国・県負担金の試算

第4章 推進体制

4-1 推進体制

本方針の策定及び見直しについては、安城市子ども・子育て会議で、その意見を聴いて行う。なお施策の実施等に当たっては、個別に会議体を構成することができることとし、施策に関し民間保育園・民間幼稚園などに情報発信を行うとともに、市民に広く周知するものとする。

子ども・子育て支援法（抜粋）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

安城市子ども・子育て会議条例（抜粋）

第3条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下同じ。）に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。

4-2 今後のスケジュール

「3-2 民間の保育園・認定こども園の整備拡大」への取り組みについては、待機児童が発生し、また今後もその発生が懸念される状態であることから、直ちに取り組みを開始する必要がある。また、図 3-3 で掲げた検討施策に見合う定員拡大により、保育需要を充足することができる見込みになるまでは、その取り組みを継続する必要がある。

「3-3 公立幼稚園の認定こども園移行」は、本文に示したとおり、現に保育園に通園している 3 歳以上児は、少なくとも卒園まで在園できるなどの経過措置が必要となることから移行成立までの期間が必要となる。したがって、2019 年度に「安城幼稚園」「さくの幼稚園」の両園を認定こども園に移行することで、2020 年の移行成立を目指すこととする。

「3-4 保育園・認定こども園の民営化」は、本文に示したとおり、幼児教育無償化の方針が現段階で不明確なことや、保護者の理解を得られるような移管先を選定することが必須である。また丁寧な周知期間も必要となることから、引き続き情報収集と検討を行うこととし、具体的な行程は定めないこととする。